

支給内容及び支給時期

学用品費等		小学校 1 年生	小学校 2～6 年生	中学校 1 年生	中学校 2・3 年生	支給時期
	1 学期分	5,670 円	6,680 円	10,690 円	11,560 円	6/1 頃
	2 学期分	4,320 円	5,040 円	8,200 円	9,000 円	10/26 頃
	3 学期分	3,240 円	3,780 円	6,150 円	6,750 円	1/25 頃
オンライン 学習通信費	全学年	学校の指示で、タブレット端末を活用した 家庭学習を行っている児童生徒に支給			1 学期分：6,250 円 2 学期分：5,000 円 3 学期分：3,750 円	1 学期分：6/1 頃 2 学期分：10/26 頃 3 学期分：1/25 頃
入学準備金	小学校入学前（小 1） 小 6（中 1）	入学前年度の 2 月時点、または入学年度の 4 月時点で就学援助を受けている児童生徒 に支給			小：64,300 円 中：81,000 円	2/25 頃 (6/1 頃)
卒業 アルバム代等	小 6 中 3	3/1 時点で就学援助を受け、卒業アルバム 等を購入する児童生徒に支給			実費額	3/31 頃
学校給食費	中学生	鳴海中学校は原則、保護者に支給されませ ん。（学校長から給食事業者に支払い） 中学校のスクールランチ実施校は、 実際に 飲食した金額 を保護者に支給				【スクールランチ分】 4月分：6/1 頃 3月分：3/31 頃 その他の月：翌月 25 日頃
野外活動費	小 5 中 2	実施時点で就学援助を受け、宿泊を伴う 野外活動に参加した児童生徒に支給				実施後 (通常 3 カ月程度後)
修学旅行費	小 6 中 3	実施時点で就学援助を受け、 修学旅行に参加した児童生徒に支給				
通学交通費	特別な教育的配慮により、小学校 4 km 以上・中学校 6 km 以 上の通学距離がある学校へ、公共交通機関を利用して通学 する児童生徒に支給（特別支援学級への通学は、通学距離 を問いません。）			7 月 10 月 1 月		
学校生活管理 指導表文書費	食物アレルギー、心臓・腎臓関連疾患もしくは糖尿病に関 して医師が作成する学校生活管理指導表の文書料を支給。 医療機関の領収書が必要。			実費額 (限度額 3,000 円)	4、5 月分：6/25 頃 その他の月： 翌月 25 日頃	
学校病医療費	学校の指示で治療した学校病※の治療費を、学校長から医療機関に支払い（保護者に直接支給はされません。） ※トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、むし歯、アデノイド、寄生虫病、特定の皮膚病					

※学用品費等とオンライン学習通信費は、学期途中で認定された場合は金額の一部が支給されます。

※オンライン学習通信費は、お子さんの通っている学校で、タブレット端末を活用した家庭学習を行っていない場合、支給されません。

※入学準備金は、他市町村も含め入学前に入学準備金を受給されている場合、支給対象外となります。ただし、受給額が本市の入学準備金よりも低額だった場合、その差額を支給します。

※生活保護受給世帯は、修学旅行費、学校病医療費のみ支給します。その他は生活保護費(教育扶助)に含まれます。

※学校病の治療の際には、必ず「治療明細書」等を事前に学校から受け取り、医療機関へお持ちください。なお、子ども医療証、ひとり親家庭医療証がある場合は、そちらを優先します。

※保護者が口座振替を申し込まれた場合、原則として保護者口座へ直接振り込みます。振込名義は「エンジョナゴヤシ」です。ただし、学校徴収金のうち就学援助の対象のものについて未納が生じた場合、学校に支払う場合があります。

※国立・県立学校については、一部支給内容が異なりますので、学校から配布される案内チラシをご確認ください。